

令和4年度入学者「母子父子寡婦福祉資金」予約貸付について

1 対象となる方

令和4年4月の進学等を希望している

- (1) 児童を扶養する母子家庭の母又は父子家庭の父
- (2) 20歳以上の子を扶養する寡婦
- (3) 父母のない児童

2 対象となる資金

(1) 児童の進学等を対象とする資金（※貸付はいずれも無利子です）

- ・ **修学資金** ・ ・ ・ ・ ・ 高等学校、大学、大学院、高等専門学校または専修学校に就学するための授業料、書籍代、交通費などに必要な資金
- ・ **修業資金** ・ ・ ・ ・ ・ 就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
- ・ **就学支度資金** ・ ・ ・ ・ ・ 就学、修業するために必要な入学金や被服などの購入資金

(2) 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の知識技能習得を対象とする資金

（※連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1%）

- ・ **技能習得資金** ・ ・ ・ ・ ・ 就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金

修学先、自宅、自宅外通学など状況により貸付できる額が異なります。

3 提出していただく書類等

必要な書類については、事前に相談してください

- (1) 貸付申請書 ※1
- (2) 戸籍謄本及び世帯全員の住民票 ※2
- (3) 島根県税の納税証明書
- (4) 前年の収入額が確認できる書類（児童扶養手当証書の写しの提出をもってかえることができます）
- (5) 修学修業先（技能習得先）調書 ※1
- (6) 修学・修業のために必要な金額が分かる参考資料
- (7) 口座振替申出書 及び 口座振替依頼書※1

など

※1 (1), (5), (7) の用紙は市町村役場にあります

※2 外国籍の方については、在留カード、特別永住者証明書、特別永住者証明書

とみなされる外国人登録証明書

4 予約貸付申請期間

令和3年8月から令和4年2月28日(月)

5 ご注意

- ・ 島根県育英会等、母子父子寡婦福祉資金との併給ができない奨学金があります。
- ・ 高等教育の修学支援新制度による奨学金・授業料減免等については、貸付限度額より給付額・減免額を控除した範囲で併給が可能です。なお、貸付申請後に新制度の決定を受けた場合は、当該決定通知書をもってお住まいの市町村役場等に必ず届け出てください。

6 問合せ・申込先

お住まいの各市町村役場 福祉事務所（裏面参照）

各市町村役場 福祉事務所

市町村名	担当課名	電話番号
浜田市	子育て支援課	0855-25-9331
出雲市	子ども政策課	0853-21-6218
益田市	子ども福祉課	0856-31-0243
大田市	子ども家庭相談室	0854-83-8148
安来市	福祉課	0854-23-3295
江津市	子育て支援課	0855-52-7487
雲南市	子ども家庭支援課	0854-40-1067
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541
飯南町	福祉事務所	0854-72-1773
川本町	健康福祉課	0855-72-0633
美郷町	健康福祉課	0855-75-1931
邑南町	福祉課	0855-95-1168
津和野町	健康福祉課	0856-72-0673
吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165
海士町	健康福祉課	08514-2-1823
西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104
知夫村	村民福祉課	08514-8-2211
隠岐の島町	保健福祉課	08512-2-8561

※松江市在住の方につきましては、松江市が貸付を行うこととなりますので、松江市役所子育て支援課へお問い合わせください。（電話：0852-55-5326）